

東京社保協第6回常任幹事会・資料集

2018年9月27日(木) 東京労働会館5階地評会議室



- 1～9 中央社保協第2回運営委員会報告
- 10～11 大田区の介護保険のしおり
- 12 大田区の介護保険のしおりの訂正か所
- 13～17 大田社保協の「新総合事業介護事業所アンケート」のまとめ
- 18～19 消費税廃止東京各界連事務局会議報告
- 20～21 都民生活要求大行動実行委員会第2回会議のまとめ
- 22～23 2018年度都民生活要求大行動実行委員会対都要請行動のタイムテーブル
- 24 新生存権裁判東京「原告交流&学習会、原告団結成総会」チラシ
- 25～28 新生存権裁判東京「東京地裁あて要請」署名
- 29 私たちが求める医療と介護・福祉を実現する東京の実行委員会第16回打ち合わせ会議報告
- 30 平成30年度地域別最低賃金改定状況一覧
- 31～32 75歳以上の医療費負担の原則2割化に反対する請願署名
- 33～34 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を求める請願署名
- 35～36 2018年滞納処分・差押問題被害日本学習交流集会チラシ



2018年度中央社保協第2回運営委員会報告

2018年9月12日（水）13時～ 日本医療労働会館会議室

【出席確認】

○代表委員

住江（保団連） 山田（民医連） 岩橋（全労連） 寺川（東京） 井上（大阪）

○運営委員

白沢（障全協） 山元（新婦人） 中山（全商連） 西野（全生連）
吉川（農民連） 民谷（福祉保育労） 阿部（全教） （建交労）
田島（年金者組合） 瀧川（医労連） 上所（保団連） 梅津（共産党）
（国公労連） 佐賀（自治労連） 岡田（医療福祉生協連）
沢野（北海道） 高橋（宮城） 川嶋（埼玉） 藤田（千葉）
相川（東京） 根本（神奈川） 小松（愛知） 寺内（大阪）
楠藤（徳島）

○事務局

工藤（保団連） 山本、堀岡（民医連） 大西、栗原（全労連）
山口、是枝（事務局）

※ブロック運営委員の選出について

北陸・信越ブロック 石川県社保協の寺越事務局長（新任）
九州ブロック 福岡県社保協の西村事務局長（前任の高崎運営委員から交代）

【報告事項】

8月 1日（水）	国保部会 介護・障害者部会 第1回運営委員会
2日（木）	社保学校打ち合わせ
3日（金）	1025共同行動実行委員会事務局会議
4日（土）	税制研究全国集会実行委員会
16日（木）	福岡県社保協打ち合わせ
21日（火）	1025共同行動第3回実行委員会
22日（水）	地域医療を守る集会実行委員会
23日（木）	いのち、暮らし、社会を守る全国集会実行委員会
24日（金）	社会保障誌編集委員会 消費税廃止各界連宣伝行動
26日（日）	埼玉社保学校・25周年記念レセプション
27日（月）	北信越ブロック会議
29日（水）	九州ブロック会議 後期高齢者医療窓口負担2割化反対運動の打ち合わせ
30日（木）	第2回代表委員会
31日（金）	全労連社保闘争本部

- 9月 3日(月) 第46回社保学校準備(印刷)
1025 共同行動実行委員会事務局会議
- 4日(火) 第46回社保学校宝塚市市長インタビュー
- 6日～8日 第46回社保学校 in 滋賀・大津
- 9日(日) 全生連大会(愛知)
- 10日(月) 社会保障誌秋号校正
- 12日(水) 第2回運営委員会
介護・障害者部会

【情勢の特徴】～新聞記事等参照

①自民党改憲案～安倍首相、秋の臨時国会に提示ねらう

②災害多発を踏まえた抜本的対策の必要性

9月6日未明の北海道地震、4日からの台風21号災害等、大規模災害が相次いでいます。

被災者の救出・救命はじめ、電気、水道などのインフラの復旧、停電に伴う農業、医療や介護の被害への対策など、被災者の要望を聞き、政府ならびに、行政に対策を求めていくことが必要になっています。

被災地からも災害多発を踏まえた抜本的対策が強く求められています。

次号の社会保障誌に記事を載せる。

③沖縄県知事選挙

沖縄県知事選は、辺野古新基地建設反対、普天間基地の閉鎖・撤去、オスプレイ配備反対の「建白書」の実現目指す「オール沖縄」の玉城デニー候補と新基地強行の安倍政権、自公勢力の佐喜真候補の対決構図になっています。

地元紙も新基地建設の是非が改めて争点に、と書いています。(別紙 全労連文書)

④札幌高裁・国保の一部負担金減免申請却下決定処分を取り消しを求めた裁判で逆転勝訴(別紙)

社会保障誌(秋号)に北海道生健会の記事を掲載する。

⑤次々明るみになる行政の障害者雇用「偽装」問題(障タイムス参照)

「偽装」は、地方自治体にもあり、4000人を超える水増し。問題は深刻で、亡くなった方をカウントしたり、眼鏡をかけていることだけでカウントするなど。徹底究明が必要。臨時国会での重要課題とする必要がある。

⑥厚労省概算要求の「難病対策」として、マイナンバー情報連携体制にかかる経費が計上(別紙)

◆以下倉林事務所からのメール文

難病対策課によると、マイナンバーによって添付を省略できる書類に健康保険証を追加するためのシステム改修費用とのこと。地方分権に関する地方自治体からの提案要望によるもので、すでに地方分権一括法の改正はすんでいて、それに対応するものだとのことです。

【協議事項】

(1) 中央社保学校

①第46回中央社保学校

参加状況 参加者328人(1日目282人 2日目206人)

詳細な総括、会計報告は次回以降の運営委員会で。

以下のような感想がだされた

- ・ 市長、町長からの報告もあり、今後の運動の糧になった。
- ・ 千葉土建5人参加。講演のバランスが良かった。消費税の問題など質問や討論の時間を取り深めれたらよかった。意見交流できる場面も必要か。
- ・ 地域に根差した社保協運動につながる集会だった。
- ・ 3日目のフィールドワークも大変良かった。
- ・ 発言したかった人が沢山いる。分科会などの開催を検討しては？
- ・ 実際に政治が動いている様子わかった。少数与党で住民運動で地方政治が動いている。
- ・ 国の本当の狙いがわからないと戦略がねれない。
- ・ 自治体職員も頑張ろうと思える報告だった。

②第47回社保学校の開催について(別紙)

日時 2019年8月29日(木)～31日(土)

場所 金沢市内

- ・ 第47回社保学校に向けて出された主な意見
地域社保協運動、自治体への運動が次回のテーマになる企画を全課題には分科会
社会保障入門講座、いくつかテーマを決めた分科会
実行委員会と中央社保協との関係を明確にしていく
かつてないほど地域での運動への関心、自治体キャラバンへの関心高まっている。北陸の地域の問題意識と中央との問題意識が一致する内容で企画をもってどうか。
社保運動の歴史そのものをどう語っていく企画はどうか。
消費税増税に負けない社保学校。
活動家の交流、ビギナーの学びの二つのテーマが必要。
相手の攻撃にどう立ち向かっていくかの学習
ナイトセミナーの検討。
分科会で開くか分散会か検討必要。
企画、運営は、ブロックと協議してこれまで通りに決定していくように。
3日間も企画を組むことへの意見もあり二日にしているという経過もある参加費が高くなると参加できなくなる実状も。
- ・ 現地実行委員会との協議のポイント

地域社保協づくりを大きなテーマとして設定する
石川や北陸地域での問題意識を踏まえ、全国の運動の到達から地域社保協づくりを進めていく視点をもった企画
消費税増税など開催時期の情勢を踏まえた企画の設定
社会保障入門講座などはこれまでもやってきた企画で必要だろう
参加費用についての見通しをもった企画、運営の視点を

(2)署名推進

① 「社会保障制度の拡充を求める請願」署名推進について

署名目標 「100万筆早期突破」
臨時国会でも提出行動を計画する

② 制度改善署名の取り組み

ア、後期高齢者医療費定額負担原則2割化に反対する署名(別紙参照)

8月29日に打ち合わせ(高齢期運動連絡会、年金者組合、保団連、社保協)での確認事項

- ・印刷 各団体で行ってください。
チラシ面を保団連のチラシデータの活用を検討
- ・目標 50万筆
- ・期間 通常国会終了まで
- ・呼びかけ 社保協加盟組織、都道府県社保協
老人クラブ、日本生協連等⇒高齢期運動連絡会
- ・地方議会では12月議会での意見書採択を提起していく
- ・署名呼びかけ団体と連絡先は、3団体連記。

3団体＝高齢期運動連絡会、年金者組合、中央社保協

保団連は、この内容を踏まえた別の署名用紙を作成する

- ・日本高齢者大会(11月30日)、2月1日の高齢期運動連絡会の行動等を節目として、署名集約、行動を検討

※国会提出行動、議員要請についても議論、計画していく。

保団連は11月15日に国会要請行動を計画している

神奈川は10月24日に計画している

イ、介護改善署名⇒全労連、民医連と社保協の連名署名(別紙)

ウ、年金改善署名⇒全労連、年金者組合と社保協の連名署名(別紙)

- ・期間： 2019年5月31日まで
具体的な署名集約・提出は、国会の動向・国会行動の日程等に合わせて検討
- ・目標： 全体100万筆(全労連50万筆、年金者組合50万筆)

エ、保育署名も推進する。

オ、3000万人署名を引きづき、地域・職場で共同を推進する

③学習・宣伝資材の普及、活用

ア、ポケットティッシュ⇒署名ハガキを5万枚作製

データ配信と活用を呼びかけ

イ、宣伝チラシデータの発信⇒9月以降で計画する。

ウ、ネット署名の活用⇒25条行動実行委員会との調整、検討

実行委員会で「憲法25条を守り活かそう」のサイト設置を、
運動を継続させていくために検討するも、費用(開設時45万円程
度)と日常的な運用の問題で検討中

エ、定例・4の日宣伝行動等の推進

オ、署名推進集会、提出行動等の検討

(3) 25条共同行動の推進～第3回実行委員会報告等参照

① 賛同申し入れの拡大を進めることを確認した

⇒中央社保協加盟団体、都道府県社保協も「賛同」を表明していく
ことを要請していく

② 「ひとこと要請」(別紙)を一人一人に記入してもらい、集会当日な
らびに各地の行動で集約し、集会当日厚労省前で積み上げていく。

③ 呼びかけによる団体要請を中央、地方で進める。

「憲法25条を守り、活かそう！」のスローガンの一致点を作り、
各地各団体でもかかけていく。

④ 全国からの運動結集と10・25行動の集約

各県社保協で協議を進め、集会参加と各地域での行動を計画する

⑤ 「25日」宣伝行動の実施

⑥ 推進ニュース等の検討必要か

(4) 地域社保協の結成、強化～全国過半数自治体に社保協の旗を

【総会方針】

① 未結成県への対策

② ブロックでの提起、意思統一

⇒中央社保学校の近畿ブロックシンポジウム

⇒広島、奈良、福井市など県庁所在地での社保協結成の教訓

③ 政令指定都市、中核都市、県庁所在地での結成、再建を目指す

⇒目標の設定

※各地での動き

滋賀・大津市 社保学校終了時に結成へむけての準備が進んでいる

千葉 キャラバンを実施した22自治体で地域社保協結成
をめざす

- ⇒今年度中には5自治体で結成へとすすめたい
神奈川⇒ 港北社保協が11・21結成総会予定
④中央団体、労組への協力要請
⇒地域に組織を持つ年金者組合、新婦人等への要請も

※共同推進、地域社保協拡大の方針案の検討

方針案を代表・運営委員会で検討し、2月の代表者会議での提起を検討する
全国代表者会議基調報告を討論する代表委員会を年末に開催

(5) 国保部会

①滞納差押処分学習交流集会の計画～東日本、西日本ブロックで開催。

⇒東日本 11月11日(日) けんせつプラザ東京
東京社保協と共催

※会場の関係で、主催は東京社保協で告知(チラシ参照)

⇒西日本 九州ブロック・福岡、2019年1月開催(福岡市内)で検討
福岡県社保協・九州ブロックと共催

※滞納処分対策全国会議にも協力を要請

※滞納処分対策全国会議が「滞納処分とは何か」パンフ(A4 4ページ)を作成中

部数、単価は未定

今後、リーフレット(16ページ)作成を検討中

②第3回滞納・差し押さえ処分ホットラインの計画

介護電話相談、滞納差押処分学習交流集会(東日本、西日本ブロック)、全国代表者会議等の日程の関係もあり、12月の開催(案・16日、日曜)で検討する。

(6) 介護障害者部会(部会議題参照)

①2018全国介護学習交流集会

日時 11月18日(日) 午後1時～4時50分

場所 明治大学駿河台キャンパスリバティータワー1093会議室

②介護110番 無料電話相談

日時 11月11日(日) 10時～18時

フリーダイヤル(0120-110-458)から各県指定電話につなげる段取り

1) 別紙のフリーダイヤル設定依頼書の各内容に記入の上、
tusin@heiwadk.co.jp(平和電気)へ返信をお願いします。

2) 期日は10月18日水曜日、午前中までとさせていただきます。

3) 当日まで日数がありますので、18日の以降でも間に合うと思いますが、
平和電気からNTTへの依頼(初回)は18日に行います。

(7) 年金

①全労連年金セミナー

日時 9月13日(木)～14日(金)

場所 エデュカス東京ホール

■1日目 9月13日(木)13:30 開会

■第1講義 社会保障闘争の歴史*

講師 公文昭夫さん(元中央社保協副会長)

■第2講義 高齢者の実情と安倍政権の施策

講師 唐鎌直義さん(立命館大特任教授)

■2日目 9月14日(金)9:30開会

■第3講義 年金制度の実情と課題

講師 廣部正義さん(元全厚生副委員長)

■第4講義 安心の年金制度へ年金機構問題を考える

講師 尾林芳匡さん(弁護士)

②年金フェスタ／一揆

日時 10月19日(金)

場所 日比谷野外音楽堂

各団体への要請行動を行う。

(8)生活保護

①全生連大会(9月9日～11日 愛知) 寺川代表委員があいさつをした。

②9月4日、厚労大臣告知「10月1日からの生活保護基準引き下げと保護法などの改悪について」の全生連が抗議声明文が紹介された。

※生存権裁判について

名古屋地裁で、20年3月までに判決を出すことの進行協議が行われた。

年金者組合としても生健会との協力関係について検討する。

反貧困ネットが、愛知で相談活動を計画している。

(9)当面の宣伝行動

①「4」の日宣伝行動～相談活動(介護・年金)も実施

9月14日(金) 12時～13時 巣鴨駅前

10月14日(日) 11時～13時 巣鴨地藏通り商店街入口

(ロングラン宣伝)

※10・25行動の宣伝も合わせて実行委員会からも参加予定

11月14日(水) 12時～13時 巣鴨駅前

12月14日(金) 12時～13時 巣鴨駅前

※以下、毎月14日に計画

②消費税廃止各界連の消費税廃止24日宣伝行動。

奇数月（3・5・7・9・11）を基本に社保協・消費税廃止各界連との合同宣伝
9月20日（木） 17時～ 新宿西口

③「宣伝行動ゾーン（13-15日、23-25日）」の徹底

④毎月25日を基本に、「25日行動」を計画

いのちのとりで全国アクション、年金者組合等と共同
9月25日（火）12時～ 御茶ノ水駅

(9) 消費税の増税と社会保障制度の改悪阻止！東京・関信越税制研究集会開催
に向けた要請～第2回実行委員会資料参照

日時 2019年1月12日（土）～ 13日（日）

場所 けんせつプラザ東京5階会議室

- ・中央社保協は、賛同団体として協力する
- ・賛同団体の拡大が中央団体にも呼びかけられる計画となっている。
- ・研究集会のスケジュールと内容について検討されている。

(10) 中央社保協60周年企画～60周年特集号について

①2019社会保障誌新春号（2019年1月10日発行予定）、
8ページ増（56ページ）で検討

◆企画案について確認した。

②60周年記念行事日程（案）

全国代表者会議と同時開催で行う

日時：2019年2月9日（土）

場所：東京都内

内容：10時半～14時半	全国代表者会議
15時～	60周年記念企画、学習講演
18時～	60周年記念レセプション

(11) その他

①団体報告

埼玉、神奈川、東京、宮城、愛知、宮城、徳島の各県社保協から報告
全商連、年金者組合から報告

②主な日程

9月12日 第2回運営委員会

- 13～14日 全労連年金セミナー
- 17日 東京社保学校
- 18日 四国ブロック会議
1025共同行動実行委員会
- 20日 消費税廃止各界連宣伝行動
- 23日 労働総研社会保障研究会
- 25日 25条共同アクション・1025共同行動宣伝行動
- 30日 沖縄県知事選挙
- 10月 1日 全労連社保闘争本部
- 3日 第3回運営委員会
- 9日 社会保障誌2019新春号編集委員会
- 11日 憲法・いのち・社会保障まもる10・11国民集会
- 13日 第47回社保学校現地実行委員会
- 19日 年金フェスタ／一揆
- 25日 憲法25条を守り、活かそう10・25中央行動
- 30日 『骨格提言』の完全実現を求める10.30大フォーラム
- 31日 地域医療を守る運動全国交流集会
後期高齢者医療費定額負担原則2割化に反対する署名行
動打ち合わせ会議
- 11月 3日 子どもたちによりよい保育を！ 11.3大集会
- 7日 第4回運営委員会
介護無料電話相談（介護110番）宣伝行動
- 11日 介護無料電話相談（介護110番）
滞納・差押処分東日本ブロック学習交流集会
- 18日 2018全国介護学習交流集会
- 18～19日 障全協、第52回全国集会・中央行動
- 23日 地域医療を守る全国運動交流集会
- 25～26日 第32回日本高齢者大会

- ③次回日程 10月 3日（水）13時～ 日本医療労働会館会議室
 11月 7日（水）14時～ 全日本民医連会議室
 ※12時～13時まで介護110番宣伝行動 御茶ノ水駅前



訪問型サービスの 使い方

ポイント

利用者みなさまへ

- 生活上で困っていることをホームヘルパーのサポートにより“自分でできるようになる”ことを目的として利用しましょう。ホームヘルパーができるサポートは、原則、ご本人に関わる日常生活行為（掃除・洗濯・炊事等）の範囲に限られます。

提供事業者みなさまへ

- 利用者の“できる行為”は尊重し“やりにくくなってきた行為”に対しては、何でもやってあげるのではなく、自分でできるようにサポートすることが生活支援です。自分でできたときの達成感、ご本人の自信や喜びにつながります。

AさんとBさんの使い方

A
さん

洗濯物を干すことが、今は一人でできないけれど…



いつかは全部一人でできるようにになりたいな！

B
さん

ホームヘルパーに頼んで全部やってもらおう！



Aさんのように日常生活で“やりにくくなってきた”ことをホームヘルパーと一緒に行い、生活力アップを目指していきましょう。

外出介助とは？

外出介助とは、一人では不安な外出をホームヘルパーのサポートにより自信を持ってできるようになることを目指すものです。

ポイント

利用者みなさまへ

- 外出介助は、日常の生活圏内で継続的に必要な外出を基本とします。単なる娯楽や旅行などで利用することはできません。

提供事業者みなさまへ

- 利用者の外出介助の目的が、「日常生活上必要なもの」か、「単なる娯楽を目的としたもの」かを、常に作成したプランに立ち返り専門性を持って判断してください。

AさんとBさんの使い方

A
さん

退院したばかりなので、一人で行くのは不安だけど、自力で行けるようになりたい。



B
さん

外出に便利だから送迎や付き添いをお願いしようかな！



Aさんのようにホームヘルパーのサポートを受けながら“一人で安心して外出できるようになる”ことを目指していきましょう。

くらし社会保障部だよ！ 2018.8月 修正

平成30年度改訂版 表紙 (変更なし)

平成30年度

いつまでも健康で自分らしい暮らしを続けるために

大田区介護予防・日常生活支援総合事業の利用ガイドブック

Aさん **Bさん**

大田区の総合事業は、区民のみなさんがいつまでも自分らしい生活を送り続けられるようにサポートし、みなさんの「〇〇したい」「〇〇できるようになりたい」を応援していきます！

大田区

お詫び

先週お届けしました「くらし社会保障部だよ！」の図が不鮮明のため、解りにくく申し訳ありませんでした。図の部分のみ修正し、お届けしますので、ぜひご覧ください。

なお、30年改訂版は一般介護事業の詳細が8ページ増えています。ご希望の方は大田区高齢福祉課や地域包括支援センターや（さわやかサポート）にて入手できます。

平成29年8月 発行

平成30年8月 改訂

通所型 通所型サービスの正しい使い方

ポイント

利用者のみなさまへ

- 単にサービスを使いたいというだけでは、利用することはできません。一人でできることを増やしていくことを目的とし、そのための手段として利用しましょう。

提供事業者のみなさまへ

- 他者交流のためや一歩外に出るといった閉じこもり予防のための利用も間違いではありません。ただし、やみくもに利用するのではなく、自立のための手段として明確な目標設定をしてください。

使い方の良い例(Aさん)と悪い例(Bさん)

Aさん 足が弱ってきて…。筋力をつけて1年後には自分で歩けるようにリハビリしよう！

Bさん 運動はやりたくないけど、友達が行っているから私も行きたい。送迎もついていて楽だから…。

運動は疲れるからおしゃべりしましょう！

○×を削除

Aさんのように、自分の目標達成のために期間を決めて利用しましょう。

5

通所型 通所型サービスの使い方

ポイント

利用者のみなさまへ

- 一人でできることを増やしていくことを目的とし、そのための手段として利用しましょう。単にサービスを使いたいというだけでは、利用することはできません。

提供事業者のみなさまへ

- 他者交流のためや一歩外に出るといった閉じこもり予防のための利用も間違いではありませんが、自立のための手段として明確な目標設定をしてください。

AさんとBさんの使い方

Aさん 足が弱ってきて…。筋力をつけて1年後には自分で歩けるようにリハビリしよう！

Bさん 運動はやりたくないけど、友達が行っているから私も行きたい。送迎もついていて楽だから…。

運動は疲れるからおしゃべりしましょう！

○×を削除

Aさんのように、自分の目標達成のために期間を決めて利用しましょう。

13

関係各団体 様
FAX で失礼します

新総合事業介護事業所アンケートがまとまりました。

新総合事業の問題点としては、①まだまだ「卒業後」の地域の受け皿の整備が不十分であることと、②有期(概ね1年、半年)であることが利用者の不安を招いている事、事業者側の不安としては①今後の単価の引き下げや②介護保険では給付されている「処遇改善加算」がないこと(新総合事業に係わっている介護職員は他の介護職員と区別して手当などの処遇を変えるというわけにはいかないの)という意見が多かったように思います

蛇足ですが、アンケートをまとめていて、自立に向けたプランは、利用者と一緒に目標設定することになっていますが、実際にそうなっているのか、利用者が理解し納得したプランとなっているのか、ケアマネに対して「自立の強要」が地域ケア会議などで行われていないのか、終了の基準は一律的に適応されていないのか、自立して良くなった事例がどれくらいあるのか、といった運用面での調査が必要だと思いました。

このアンケートを受けて、大田社保協では来年1月ころ(新総合事業の「卒業生」が出始める)、新総合事業シンポジウムを開催することを先日の幹事会で決定しました。新総合事業の「卒業」について、実際の運用状況やアンケートで多く聞かれた「利用者の不安」にこたえる内容で検討しています。

2018年9月12日

大田区社会保障推進協議会 事務局長 野口

大田社保協 幹事会

新総合事業の影響に関する事業所アンケートまとめ

2018.9.11

1. 調査方法および回収率

区内の訪問介護事業所・通所介護事業所・居宅介護支援事業所 500 事業所に郵送にてアンケートを実施し、61 事業所より回答を得られた。(回収率 12.2%) 事業種別ごとの回答率は別紙(表 1)

※ 回収率は送った件数をもとに算出したため、すでに廃業している事業所や一法人で訪問介護・通所介護・居宅介護支援をおこなっている場合、回答は 1 事業所からよせられている場合があり、正確な数字を反映していないとおもわれ、あくまで目安の数字としてください。

2. 参入率

回答のあった事業所において新総合事業への参入率は 89%であった。(各事業種別ごとの参入率は別紙表 2 のとおり)

参入していない理由は訪問介護事業所で「経営的に成り立たない」が 2 事業所、居宅で 1 事業所であり、「条件が合わない」が居宅で 1 事業所であった。

3. 利用者サービスの変化

利用者サービスが以前とくらべて「悪くなった」と回答した事業所は 3 事業種別合わせて 49%あり、特に訪問介護事業所で 57%であった。(別紙 表 3)

「悪くなった」理由としては主に以下の意見が見られた

<通所> ○サービス終了後の支援体制が整備されていないので、不安を感じている利用者が多い

○利用できる時間が短くなった

○報酬が下がったため、今までどおりのサービスの提供が困難

○月あたりの回数制限に対する利用者の不満

<訪問> ○終了(卒業)に対する利用者の不安 切られてしまうことに対する不安

○新しい制度について利用者に理解してもらうのが大変

○サービス時間が短縮されてサービスの縮小せざるを得ない

○事業対象者の認定が利用者の実情とあっていない

○事業所の収入面

○利用回数の制限

<居宅> ○認知症のある利用者の認定が実情とあわない

○利用者がサービスを受けられなくなるのではという不安

○買い物の代行が打ち切られて、本人の栄養状態悪化の事例

○要支援と要介護の間の利用者でも 1 年でサービスが打ち切られてしまう

○介護保険のイメージが悪化した

○利用制限によりケアプラン通りのサービスが行えないことがある

○自費サービスの増大

○自立にたいする利用者の精神的負担の増大

「良くなった」理由として以下の意見があった

<通所> ○具体的な目標を立てることによって意欲が向上

<訪問> ○一緒に掃除をしてくれる利用者が出てきた

○自分でできることはやるようになった

○「ともに行う」ようになり会話が増え、元気になった

<居宅> ○定額制から回数制になって利用者の負担が軽減された

○具体的な目標設定が行えるようになった

○元気な方は卒業にむけて意識をもとようになった・意欲的になった

○不要な生活援助を終了できた

4. 修了者のその後

修了者が居るかどうかの設問には全体で26%の事業所が「いる」と答え、終了後の行き先別では「自費」36%、「なにも利用していない」43%と多く、絆サービスは7%にすぎなかった。終了後の地域資源の整備の遅れが問題。その他は包括支援センターのおこなう地域の介護予防体操など。(別紙 表4 5)

5. 介護事業所の経営状況について

新総合事業参入事業者の経営状況は訪問介護事業所の48%、通所介護事業所で67%の事業所で減収(または見込み)との回答であった。減収のおもな理由は、「処遇改善加算の廃止(介護保険ではあるが、新総合事業ではつかない)」「回数制限」「利用者減」であった。居宅介護支援事業所で1か所のみ増収と回答した事業所は利用者増のためと回答。(別紙 表6 7)

減収の幅は訪問介護事業所で平均で16%、通所介護事業所で平均14%、居宅介護支援事業所で22%であった、居宅で多いのは訪問または通所を同一法人でおこなっている場合があるためと思われる。

今後、単価の引き下げが行われた場合、事業から撤退や小規模事業者の廃業につながる危険性が示唆される。

5. 新総合事業についての意見

新総合事業に対して賛成と答えた事業所は全体で17%、賛成できないと答えた事業所は55%であった。(別紙 表8)

賛成できない理由としては別紙のとおりだが、経営面では①処遇改善加算の廃止、②回数制限による減収、③今後の単価の引き下げに対する不安がおもな意見であり、運用面では①終了後の受け皿となる地域資源の未整備、②自立の強要や利用者が理解することが難しい、③そもそも「終了」を前提にしている制度自体がおかしい。など(別紙 表9)

賛成の意見としては①財政的なことを考えるとやむを得ない、②介護予防・自立支援に効果ある、③要支援と要介護がはっきりしている、④ヘルパーへの依存度が減る、⑤お手伝い感覚で利用してきた人に「介護」を分かってもらい良い機会・本当に介護が必要な方に介護資源が回るようになった、⑥包括支援センターの関わりが増えた など

回収

訪問介護事業所	21
通所介護事業所	15
居宅介護支援事業所	25
計	61

500事業所

参入

訪問介護事業所	19	91%	A3
通所介護事業所	15	100%	A7
居宅介護支援事業所	20	80%	介護予防ケアマネジメント
計	54	89%	

サービ

訪問介護事業所	4	19	6	29	12	57	2	10
通所介護事業所	2	13	8	53	6	40	2	13
居宅介護支援事業所	6	24	10	40	12	48	3	12
計	12	20	24	39	30	49	7	11

終了者

訪問介護事業所	8	13	0
通所介護事業所	10	4	1
居宅介護支援事業所	12	9	4
計	30	26	5

修了者の行き先

訪問介護事業所	17	40	4	10	18	43	0	0	3	7	42
通所介護事業所	2	13	0	0	7	47	0	0	6	40	15
居宅介護支援事業所	8	47	1	6	7	41	0	0	1	6	17
計	27	38	5	7	32	43	0	0	10	14	74

経営状況

訪問介護事業所	0	0	9	43	10	48	2	10
通所介護事業所	0	0	4	27	10	67	1	7
居宅介護支援事業所	1	4	16	107	3	20	5	33
計	1	2	29	48	23	38	8	13

悪化の程度

訪問介護事業所	16%	30%	5%~9%	2	10%~19%	2	30%~40%	1
通所介護事業所	14%	30%	3	3	0	0	2	
居宅介護支援事業所	22%	30%	0	1	0	0	2	

総合事業に対する意見

訪問介護事業所	5	22	9	39	9	39	23
通所介護事業所	1	6	11	68	4	25	16
居宅介護支援事業所	5	20	15	60	5	20	25
計	11	17	35	55	18	28	64

※ 賛成できる点もあれば賛成できない点もあるという複数回答含む

要望・コメントの集計	
〈居宅介護支援事業所〉	
終了を前提にした制度に疑問	
「自立」を利用者に理解してもらうのが難しい	
職員の教育が十分に行える程度には基本報酬を上げてほしい	
同じ要支援でも疾患や障害が違うため、一律に合致しないことが多い	
自費利用の増大	
卒業後の受け皿不足	
利用回数制限に対する疑問	
ケアマネにたいしても処遇改善加算を	
介護保険まのイメージの低下	
包括の「終了」にたいする認識に違いがある	
「卒業」という不のイメージが独り歩きしている	
回収 26	経営悪化 2件(10%1件、30%1件)
	収入増 1件(10%1件)
	不変 17件
	無回答 6件
〈訪問介護事業所〉	
単価の引き下げへの不安・事業継続が困難になる	
処遇改善加算の廃止への不満	
サービス利用回数の制限への不満	
利用者が納得していないで「絆サービス」へ移行させられた	
地域資源の整備の遅れ、「卒業」後の受け皿の未整備、絆サービスも担い手いない	
中には「1年で終了」を前提としているケアマネもいる・包括によるばらつき	
無理な目標設定、説明不足、本人の納得	
認定が実態と合っていない	
回収 21	経営悪化 10件(20%~30% 4件、10%~20% 2件、5%程度2件、不明2件)
	収入増 0件
	不変 9件
	無回答 2件
〈通所介護〉	
1年で「卒業」は疑問、卒業後に(利用者の状態が)また悪くなる、包括によっては卒業強要	
処遇改善加算の廃止、単価の引き下げで(新総合事業は)「小規模事業所廃止事業」	
自治体によって制度が違う為、複数の自治体の利用者を受け入れるデイサービスは運用しづらい	
利用者減につながっている	
入浴加算をつけてほしい	
利用者が不安になっている、卒業のこと、サービス利用が減らされる等	
今までは、月単位で利用料が入ってきたが、予定していた利用者が休んだ場合に減収となってしまう	
卒業後の受け入れ先が未整備	
回収 15件	経営悪化 11件(30%以上 2件、20%~30% 3件、10%~20% 2件、5%程度2件、不明2件)
	収入増 0件
	不変 4件
	無回答 0件

8 月度事務局団体会議・報告

2018 年 8 月 29 日

消費税廃止東京各界連絡会

8 月 2 3 日事務局団体会議を開催しました。参加は東商連、なくす会、東京自治労連、東京民医連、共産党都委員会

情勢など

経済白書でも大企業は空前の儲け(営業利益増>売上増)、円安の差益と輸出。一人当たりの実質賃金は安倍政権下で(年間)7.5万円減。雇用破壊、非正規、外注化(フリーランス)。その要因の一つが消費税(リストラ促進税)。

消費税総勢は景気を冷え込ませ、生活を破壊します。国民各層で宣伝・学習を強めていくことが求められています。さらに、「軽減(複数)税率」導入と「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」の導入は大きな混乱を招き中小業者に多大な負担になり、「きっぱり中止」を求める運動を前進させます。

「改憲」発議を許さず、「改憲・増税阻止」の大宣伝が求められる時です。翁長知事の死去に伴い沖縄では県知事選挙が行われます。重要な選挙になります。

㊦ 大塚駅・宣伝行動

7 月 5 団体 16 人参加 署名 7 名 チラシ 80

8 月 5 団体 17 人参加 署名 8 名 チラシ 200/200

ビラ配っていた青年や「大変だよ」男性、女性、外国人女性も署名してくれました。

㊦ この間の取りくみ

各団体の取り組みなど。(民医連)消費税は経営問題診療報酬改定があったがあがっていない。(公務員)現場非正規・外部委託化、車の運行、病院、図書館など。(なくす会)大田区や板橋では駅前宣伝だけでなく商店街に署名に入っている。24日の全都行動では30~40か所の宣伝が行われている。(共産)区議会請願などでは市民生活にどう影響を与えるのかの視点で、市民運動がカギ。(東商連)インボイス・複数税率の学習会を各地で行っているが「複雑でわからない」実施されれば事業者は大混乱、実務負担大変「廃止させなければ」の声も商店街宣伝などでも知られていない。

㊦ 増税中止に向けた運動

1、地域各界連の活動強化めざす。

2、ポスター張り作戦を提起(町にポスターで埋め尽くす)

「各団体にポスターを配布することに」50枚発注。キャラバン宣伝、学習会など

3、来春の一斉地方選に向けて消費税を争点化していく。東京都議会・各市区町村への要請、意見書採択求める運動を起こしていく。要請書案などを作成し、提案していきます。都議会要請行動については次回以降検討していきます。

四 次回の宣伝・署名行動、事務局団体会、財政等

一、次回（9月）の事務局団体会議・宣伝行動

1、事務局団体会議 …… 9月28日（金）13時45分～15時

場所： 労働会館 4F A会議室

2、定点宣伝（大塚駅北口）…… 9月28日（金）12時～13時

…各団体へ弁士1名ずつ要請。

五 その他

都民生活要求大行動実行委員会 **第 2 回 会 議** **まとめ**

出席団体／

<2018年都民生活要求大行動実行委員会の構成>

2018年実行委員会は、次の団体で構成されています。(順不同。登録締切の6/11・午前10時までにご連絡をいただいた団体です)

東京民医連、福祉保育労東京、障都連、都生連、都教組、都障教組、東京私教連、
東京私大教連、東商連、新日本スポーツ連盟都連、全印総連東京、建交労東京、東京靴工組合、
東京平和委員会、東京社保協、東京地評、
(以下、オブ参加) 救援会都本部、革新都政の会、東京自治労連

1. <報告事項>

(1) 東京都へ予算要望書を提出

7月31日(金)、東京都産業労働局に対し、2018年度東京都予算要望書を電子メールで提出しました。

(2) 要請行動の日程と会場について

8月7日(火)、東京都産業労働局より、対都要請行動の日程と会場についての連絡がありました。その結果、10月31日(水)終日(単日)、「2庁ホール」(都庁第2本庁舎1階)で開催することとなりました。

(参考) 実行委員会のスケジュール

- ① (実・都) 実行委員会・東京都 第1回折衝：5月28日(月) 夕方、都庁内(済み)
- ② (実) 第1回実行委員会：6月11日(月) 10:30より東京地評会議室(済み)
主な議題=実委の発足、当年のスケジュールの確認
- ③ (実) 各団体の要望書の提出期限：7月13日(金) 事務局が正文化する。
- ④ (実) 東京都への予算要望書の提出：7月31日(火) 電子メールで提出。
- ⑤ (都) 会場の確保と開催日の決定：7月下旬から8月上旬
- ⑥ (実) 第2回実行委員会 9月7日(金) 10:00より東京地評会議室
主な議題=対都要請行動の当日タイムテーブルの確定
- ⑦ (都) 東京都からの文書回答期限：9月30日(日) までに回答する予定。
- ⑧ (実) 各団体が対都要請行動で取り上げる項目の選定調査期限：9月27日(木)
- ⑨ (実) 対都要請行動で取り上げる項目と時間割案を都に伝達：9月28日(金)
- ⑩ (実・都) 対都要請行動：10月下旬から11月上旬に都庁内で開催予定。
第1候補 10月31日(水)、第2候補 11月2日(金)、第3候補 10月29日(月)
- ⑪ (実) 第3回実行委員会 11月30日(金) 10:00~11:00 東京地評会議室

2. <協議事項>

この都民生活実委による10/31対都要請行動は、各組織が都各局の予算要求の検討時期(6~7月)に実施する予算要求行動(独自の要請行動・運動)の積上げをふまえ、「積み残し」「刈り残し」となっている課題について、都予算原案(年内)への盛り込みを求めるために設けています。また、10/31対都要請行動の到達をふまえて、その後、各団体で都議会会派工作を進めることもねらった行動です。

(1) 要請行動日について

10月31日(水)終日(単日)での開催とします。会場は、「2庁ホール」(都庁第2本庁舎1

階) です。

(2) 要請行動日の参加・運営について

各団体とも出席者の組織をお願いします。原則、終日参加にしてください。少なくとも、各団体代表者は終日参加をしていただきます。

各団体の時間を厳守してください。司会進行は、事務局の東京地評と東京社保協で行います。

質疑と記録は、重点要求提出の当該団体で行なってください(記録は事務局に集約してください)。

(3) 要請行動日の時間割・当日要請項目

別紙のとおり、提案します。当日要請項目を早急に選定して、事務局までお知らせ下さい。締切は9/27(木)正午とします。

3. 次回会議 11月30日(金) 10:00~11:00 (東京地評5F会議室) =要請行動の総括

2018年度都民生活要求大行動実行委員会

タイムテーブル（当日要請事項）

2018年10月31日（水） 於・都庁第2本庁舎1階・「2庁ホール」

9：30 開会 開会挨拶（東京地評・事務局次長）および都側

9：35～11：05（90分） 司会（東京社保協事務局次長）

09：35～10：25 <医療><介護>
東京民医連、東京社保協関係団体

10：25～10：50 <障害者福祉>
障都連

10：50～11：05 <福祉・保育労働者の処遇改善>
福祉保育労東京

11：05～11：10 休憩（5分）

11：10～12：00（50分） 司会（東京社保協事務局次長）

11：10～11：40 <滞納・差押え問題>
東京社保協

11：40～12：00 <都営住宅、生活保護>
都生連

12：00～13：00 休憩（60分）

13：00～14：00（60分） 司会（東京地評常任幹事）

13：00～14：00 <教育>
都教組、都障教組、東京私教連、東京私大教連

14：00～14：05 休憩（5分）

14：05～15：25（80分） 司会（東京地評常任幹事）

14：05～14：35 <平和>
東京平和委員会（撤去の会、東京原水協含む）

14：35～15：05 <スポーツ振興>

新日本スポーツ連盟都連

15 : 05～15 : 25

<防災問題>など
東京地評

15 : 25～15 : 30

休憩（5分）

15 : 30～17 : 30（120分）

司会（東京地評常任幹事）

15 : 30～15 : 55

<産業行政>
東商連

15 : 55～16 : 20

<中高齢者の雇用>
建交労東京

16 : 20～16 : 45

<皮革関連産業>
東京靴工組合

16 : 45～17 : 10

<印刷業>
全印総連東京

17 : 10～17 : 30

<労働行政一般>
東京地評

新生存権裁判東京

社会保障の充実は国の責任で！

原告交流&学習会、原告団結成総会

(1次案)

月日 10月2日 (火)

時間 午後2時開会

会場 けんせつプラザ東京 5階

地図裏面参照

主催 生存権裁判を支える東京連絡会

連絡先：電話（都生連内）03-5960-0266

「新生存権裁判東京とは」
「原告の悩みや生活実態」など
と裁判を闘う原告団結成総
会を開催します。原告をはじめ
願ひ、支援者の多くの参加をお
します。

東京も56人の生活保護利用
者が声を上げ、原告として闘
います。

生活保護費を削減しました。
生活保護利用の方が高いと言
つて

を受けられる方)して生活保
護利用の方が高いと言つて

入の低い人と比較(生活保護
の低い人と比較(生活保護

か)し安倍政権は、もつとも収
入の低い人と比較(生活保護

普通の人間らしい生活をした
いと誰もが思っています。し

願いは

人間らしく

ふつうに暮らすこと

2013年8月から15年4月までの3年間、生活保護基準が平均6.5%（最大10%）切り下げられました。

生活保護基準は、憲法25条が定めた「健康で文化的な生活」の具体化です。この重要な「暮らしのものさし」が根拠なく引き下げられ、国民の暮らしが脅かされる事態を何とか押し留めようと、東京で57人が訴訟に立ち上がり、全国では1000人を超えています。



生活保護基準引下げは憲法違反
新生存権裁判東京原告団



憲法25条は国民の生存権を規定しています。

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

基準引下げは利用者の問題でしょ？

生活保護基準は、国や自治体の事業の基準で厚労省も少なくとも47の事業で影響があると言っています。住民税非課税基準もその一つで、収入が変わらないのに課税世帯になるかもしれません。他にも最低賃金、高額療養費制度、就学援助、都営住宅家賃減免、保育料などの基準に影響します。

【保育料への影響】

豊島区・3歳未満児	：住民税非課税	ゼロ円→住民税均等割	3,400円
立川市・3歳未満第1子	：住民税非課税	ゼロ円→住民税均等割	4,200円

新生存権裁判東京原告団、新生存権裁判東京弁護団、生存権裁判を支える東京連絡会、東京都生活と健康を守る会連合会、東京社会保障推進協議会

連絡先：〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-51-2大塚齊藤ビル1階（都生連）

TEL 03 (5960) 0266 Fax 03 (5960) 0268

生活保護基準の引き下げについて公正な審理を求める要請書

厚生労働省は、2013年8月から3年間で、生活保護基準を平均で6.5%、最大10%の引き下げを行ないました（670億円の削減）。これは、生活保護利用者の96%に及ぶ前例のないもので、行政裁量を逸脱した極めて不当なものです。

第1に、生活保護基準以下の人たちが多数存在する低所得階層・第1十分位との比較で、「生活保護基準のほうが高い」として1.72%を引き下げた（90億円）ことです。第2に、生活保護基準部会で検討もされなかった「デフレ」を理由として、4.78%（580億円）を引き下げたことです。2008年と2011年との比較で大幅に物価が下がったのは、大型液晶テレビ、ノートパソコン、カメラなど保護利用者には縁のないもので、逆に身近な食料品や公共料金は値上げになっており、この引き下げには全く合理性がありません。第3に、生活保護基準部会で検証した引き下げの影響を、厚労相は独断で半分にしたことです。これにより、本来であれば保護基準を上げるべき世帯まで引き下げられました。今回の引き下げは、例えば夫婦と子2人世帯（都市部）で、22.2万円であったものが2万円の減少となり、子どもが多い世帯ほど苛酷な内容であり、一層の貧困と格差を広げるものとなっています。

わが国の生活保護基準は、ナショナルミニマムとしての役割を持っており、住民税非課税基準、最低賃金や就学援助基準、保険料や医療費の減免などの基準となっています。生活保護基準の引き下げは、国民全体の生活を引き下げることとなります。

貴裁判所におかれましては、このような状況を勘案頂き、徹底した審理を行い、公正な判断を下されることを強く求めます。

東京地方裁判所民事第3部担当裁判長 殿

生存権裁判を支える東京連絡会

氏 名	住 所

*この署名は裁判所に提出する以外に使用しません。

【問い合わせ先・署名送付先】

東京都生活と健康を守る会連合会（略称・都生連）

東京都豊島区南大塚3-51-2 大塚齊藤ビル1階 電話 03-5960-0266 FAX 03-5960-0268

願いは

人間らしく

ふつうに暮らすこと

2013年8月から15年4月までの3年間、生活保護基準が平均6.5%（最大10%）切り下げられました。

生活保護基準は、憲法25条が定めた「健康で文化的な生活」の具体化です。この重要な「暮らしのものさし」が根拠なく引き下げられ、国民の暮らしが脅かされる事態を何とか押し留めようと、東京で57人が訴訟に立ち上がり、全国では1000人を超えています。



生活保護基準引下げは憲法違反
新生存権裁判東京原告団の訴え



憲法25条は国民の生存権を規定しています。

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

基準引下げは利用者の問題でしょ？

生活保護基準は、国や自治体の事業の基準で厚労省も少なくとも47の事業で影響があると言っています。住民税非課税基準もその一つで、収入が変わらないのに課税世帯になるかもしれません。他にも最低賃金、高額療養費制度、就学援助、都営住宅家賃減免、保育料などの基準に影響します。

【保育料への影響】

豊島区・3歳未満児	：住民税非課税	ゼロ円→住民税均等割	3,400円
立川市・3歳未満第1子	：住民税非課税	ゼロ円→住民税均等割	4,200円

新生存権裁判東京原告団、新生存権裁判東京弁護団、生存権裁判を支える東京連絡会、東京都生活と健康を守る会連合会、東京社会保障推進協議会

連絡先：〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-51-2大塚齊藤ビル1階（都生連）

TEL 03 (5960) 0266 Fax 03 (5960) 0268

願いは

人間らしく

ふつうに暮らすこと

2013年8月から15年4月までの3年間、生活保護基準が平均6.5%（最大10%）切り下げられました。

生活保護基準は、憲法25条が定めた「健康で文化的な生活」の具体化です。この重要な「暮らしのものさし」が根拠なく引き下げられ、国民の暮らしが脅かされる事態を何とか押し留めようと、東京で57人が訴訟に立ち上がり、全国では1000人を超えています。



生活保護基準引下げは憲法違反
新生存権裁判東京原告団



憲法25条は国民の生存権を規定しています。

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

基準引下げは利用者の問題でしょ？

生活保護基準は、国や自治体の事業の基準で厚労省も少なくとも47の事業で影響があると言っています。住民税非課税基準もその一つで、収入が変わらないのに課税世帯になるかもしれません。他にも最低賃金、高額療養費制度、就学援助、都営住宅家賃減免、保育料などの基準に影響します。

【保育料への影響】

豊島区・3歳未満児	：住民税非課税	ゼロ円→住民税均等割	3,400円
立川市・3歳未満第1子	：住民税非課税	ゼロ円→住民税均等割	4,200円

新生存権裁判東京原告団、新生存権裁判東京弁護団、生存権裁判を支える東京連絡会、東京都生活と健康を守る会連合会、東京社会保障推進協議会

連絡先：〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-51-2大塚斉藤ビル1階（都生連）

TEL 03 (5960) 0266 Fax 03 (5960) 0268

生活保護基準の引き下げについて公正な審理を求める要請書

厚生労働省は、2013年8月から3年間で、生活保護基準を平均で6.5%、最大10%の引き下げを行ないました（670億円の削減）。これは、生活保護利用者の96%に及ぶ前例のないもので、行政裁量を逸脱した極めて不当なものです。

第1に、生活保護基準以下の人たちが多数存在する低所得階層・第1十分位との比較で、「生活保護基準のほうが高い」として1.72%を引き下げた（90億円）ことです。第2に、生活保護基準部会で検討もされなかった「デフレ」を理由として、4.78%（580億円）を引き下げたことです。2008年と2011年との比較で大幅に物価が下がったのは、大型液晶テレビ、ノートパソコン、カメラなど保護利用者には縁のないもので、逆に身近な食料品や公共料金は値上げになっており、この引き下げには全く合理性がありません。第3に、生活保護基準部会で検証した引き下げの影響を、厚労相は独断で半分にしたことです。これにより、本来であれば保護基準を上げるべき世帯まで引き下げられました。今回の引き下げは、例えば夫婦と子2人世帯（都市部）で、22.2万円であったものが2万円の減少となり、子どもが多い世帯ほど苛酷な内容であり、一層の貧困と格差を広げるものとなっています。

わが国の生活保護基準は、ナショナルミニマムとしての役割を持っており、住民税非課税基準、最低賃金や就学援助基準、保険料や医療費の減免などの基準となっています。生活保護基準の引き下げは、国民全体の生活を引き下げることとなります。

貴裁判所におかれましては、このような状況を勘案頂き、徹底した審理を行い、公正な判断を下されることを強く求めます。

東京地方裁判所民事第3部担当裁判長 殿

生存権裁判を支える東京連絡会

2018（平成30）年 月

住 所 _____

団 体 名 _____

代 表 者 _____ 印

*この署名は裁判所に提出する以外に使用しません。

【問い合わせ先・署名送付先】

東京都生活と健康を守る会連合会（略称・都生連）

東京都豊島区南大塚3-51-2 大塚斉藤ビル1階 電話 03-5960-0266 FAX 03-5960-0268

願いは

人間らしく

ふつうに暮らすこと

2013年8月から15年4月までの3年間、生活保護基準が平均6.5%（最大10%）切り下げられました。

生活保護基準は、憲法25条が定めた「健康で文化的な生活」の具体化です。この重要な「暮らしのものさし」が根拠なく引き下げられ、国民の暮らしが脅かされる事態を何とか押し留めようと、東京で57人が訴訟に立ち上がり、全国では1000人を超えています。



生活保護基準引下げは憲法違反
新生存権裁判東京原告団の主張を聞いて



憲法25条は国民の生存権を規定しています。

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

基準引下げは利用者の問題でしょ？

生活保護基準は、国や自治体の事業の基準で厚労省も少なくとも47の事業で影響があると言っています。住民税非課税基準もその一つで、収入が変わらないのに課税世帯になるかもしれません。他にも最低賃金、高額療養費制度、就学援助、都営住宅家賃減免、保育料などの基準に影響します。

【保育料への影響】

豊島区・3歳未満児	：住民税非課税	ゼロ円→住民税均等割	3,400円
立川市・3歳未満第1子	：住民税非課税	ゼロ円→住民税均等割	4,200円

新生存権裁判東京原告団、新生存権裁判東京弁護団、生存権裁判を支える東京連絡会、東京都生活と健康を守る会連合会、東京社会保障推進協議会

連絡先：〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-51-2大塚齊藤ビル1階（都生連）

TEL 03 (5960) 0266 Fax 03 (5960) 0268

会議報告 「私たちが求める医療と介護・福祉を実現する東京の実行委員会」第16回打ち合わせ会議

日時 2018年9月14日(金) 9:30～

場所 東京自治労連A会議室

参加 10人 寺川(東京社保協)、小形(東京保険医協会)、杉田(東京民医連)、斉藤(東京医労連)
木村(東京土建)、氏家(保健・衛生・医療連絡会)、安達(東京自治問題研究所)
喜入・椎橋・杉山(東京自治労連)

内容

○ ミニ学習 東京土建国保組合について チューター：木村さん(東京土建)

東京土建国保について、別添資料をもとに、説明を受ける。

- ・ 国保組合は、建設業の他、弁護士、医師・歯科医師・薬剤師、一般業種で
312万人(2012年3月末)→163組合 291万人(2014年3月末)→162組合 280万人(2018年4月)
と減っている。(国保組合も市町村国保に一本化すべきとの議論有り)
- ・ 国保組合設立の経緯にも触れ、国民健康保険制度とともに、国民皆保険の一翼を担うが、国から市町村国保への財政支援は、「負担する」だが、国保組合には「補助することができる」とされているだけ、常に運動が必要。運動で国保負担率40%の法制化を勝ち取る。
組合員のハガキ、厚生労働省への要請、国会議員要請などに毎年取り組んでいる。
- ・ 都費補助は、革新都政の元で、市町村国保並みの補助を勝ち取り、1999年の東京都国保委員会答申で、「公営国保のように一般会計からの繰入ができない点を考慮」とし、「市町村国保並みの補助行うべき」とされ、財政補助の根拠づけがされた。

1. 報告

- (1) 平成30年度第1回地域医療構想調整会議調整部会・報告
併せて、『地域医療構想を踏まえた「公的医療機関等2025プラン」と都立病院の独法化問題について』を紹介
- (2) 都民生活要求大運動実行委員会対都要請書の紹介と10月31日の対都要請行動について報告

2. 協議事項

- (1) 対都要請について
 - ・ 要請書の要請項目4点を確認。
 - ・ 要請項目の扱いについては、今回初めて提出したので、東京都からの回答を受ける。
 - ・ 要請行動(10/31)の重点項目にはしない。
- (2) 各団体交流
 - 1) 保険医協会
 - ・ 9月6日に行った福祉保健局・病院経営本部との懇談について
 - ・ 都議会の都民ファーストの会、公明党、かがやけTokyo、日本共産党の各都議団と懇談
 - ・ 医師の働き方、医大入試の得点操作について要望書を提出。マスコミから反応があった。
- (3) その他

次回 11月2日(金) 13:30～ 東京自治労連A会議室

平成30年度地域別最低賃金改定状況

都道府県名	最低賃金時間額【円】			発効年月日
	平成30年度	平成29年度	増加額	
北海道	835	(810)	25	平成30年10月1日
青森	762	(738)	24	平成30年10月4日
岩手	762	(738)	24	平成30年10月1日
宮城	798	(772)	26	平成30年10月1日
秋田	762	(738)	24	平成30年10月1日
山形	763	(739)	24	平成30年10月1日
福島	772	(748)	24	平成30年10月1日
茨城	822	(796)	26	平成30年10月1日
栃木	826	(800)	26	平成30年10月1日
群馬	809	(783)	26	平成30年10月6日
埼玉	898	(871)	27	平成30年10月1日
千葉	895	(868)	27	平成30年10月1日
東京	985	(958)	27	平成30年10月1日
神奈川	983	(956)	27	平成30年10月1日
新潟	803	(778)	25	平成30年10月1日
富山	821	(795)	26	平成30年10月1日
石川	806	(781)	25	平成30年10月1日
福井	803	(778)	25	平成30年10月1日
山梨	810	(784)	26	平成30年10月3日
長野	821	(795)	26	平成30年10月1日
岐阜	825	(800)	25	平成30年10月1日
静岡	858	(832)	26	平成30年10月3日
愛知	898	(871)	27	平成30年10月1日
三重	846	(820)	26	平成30年10月1日
滋賀	839	(813)	26	平成30年10月1日
京都	882	(856)	26	平成30年10月1日
大阪	936	(909)	27	平成30年10月1日
兵庫	871	(844)	27	平成30年10月1日
奈良	811	(786)	25	平成30年10月4日
和歌山	803	(777)	26	平成30年10月1日
鳥取	762	(738)	24	平成30年10月5日
島根	764	(740)	24	平成30年10月1日
岡山	807	(781)	26	平成30年10月3日
広島	844	(818)	26	平成30年10月1日
山口	802	(777)	25	平成30年10月1日
徳島	766	(740)	26	平成30年10月1日
香川	792	(766)	26	平成30年10月1日
愛媛	764	(739)	25	平成30年10月1日
高知	762	(737)	25	平成30年10月5日
福岡	814	(789)	25	平成30年10月1日
佐賀	762	(737)	25	平成30年10月4日
長崎	762	(737)	25	平成30年10月6日
熊本	762	(737)	25	平成30年10月1日
大分	762	(737)	25	平成30年10月1日
宮崎	762	(737)	25	平成30年10月5日
鹿児島	761	(737)	24	平成30年10月1日
沖縄	762	(737)	25	平成30年10月3日
全国加重平均額	874	(848)	26	—

※括弧書きは、平成29年度地域別最低賃金

医療の負担増—高齢者はじめ全世代で

政府は「骨太の方針2018」で、社会保障費抑制を大きな方針として掲げました。

そこで挙げられているが、①75歳以上の患者さんの窓口負担を原則1割から2割にする【下図】というもの。医療機関を受診する機会の多い高齢者にとって、健やかな暮らしが脅かされようとしています。全国保険医団体連合会が2015年に行った調査では、73%の医師、歯科医師が「受診抑制につながる」と回答しています。



このほかにも政府は、

②医療機関の窓口での1~2割の定率負担にプラスして、100~500円の定額追加負担を設ける

③痛み止めなど、薬の「保険はずし」や自己負担割合の見直し

④金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担の仕組み【右図】

—などを検討しています。

高齢者だけでなくすべての世代にわたる「医療と介護の負担増」。

反対の声を挙げ、計画をストップさせましょう。



④「老後のたくわえ」が「資産」とみなされ、大幅負担増
(金融資産等の保有状況を考慮に入れて負担を求める仕組みの導入)

現在、入院時の食事代などで、「所得」によって負担が軽くなる場合があります(1食460円のところ、低所得者区分等によって210円~100円になる)。それを「所得」だけでなく、マイナンバーを活用し、「金融資産等」の保有状況で負担を重くするしくみをつくろうとしています。

このしくみが導入されれば、「老後のたくわえ」があるばっかりに、負担が増えることとなります。

例えば...「●●●万円の貯蓄があるばっかりに」

- ①患者負担割合 所得だけをみれば1割だったのが2割、3割に
- ②入院時の食事代210円が460円に(1食)

こんな疑問はないですか？
「資産が多い」なら負担が増えてもしょうがないのでは？

高齢者は、貯金を崩しながら生活しています。その蓄えがあるから「負担増」になれば、「受診できない」「生活できない」という事態に陥る恐れがあります。

75歳以上の医療費負担の 原則2割化に反対する請願署名

2019年から、後期高齢者医療（75歳以上）の医療費窓口負担を現行1割から2割にする論議が、経済財政諮問会議（内閣府）や財政制度審議会（財務省）ですすめられ、社会保障制度審議会（厚労省）でも議論が開始されました。2割化となる負担増の計画に対して、老人クラブや医療関係団体から慎重な意見が相次いでいます。

戦前、戦後を体験してきた高齢者は日本経済の発展に寄与し、医療に安心してかかる制度に支えられ世界の長寿国をつくりあげてきました。しかし、この間、公的年金の受給額が毎年減少するなどの影響もあり、一人暮らしの高齢者の約半数は生活保護基準を下回り高齢世帯の27%が貧困状態に陥っています。

高齢者は健康で長生きするために、わずかな貯蓄を取り崩し日々の生活を送っています。このような厳しい実態に追い討ちをかける75歳以上の医療費自己負担の2割化は、高齢者の生活と健康に大きな影響を及ぼし大変困ります。

については、以下を請願します。

《請願事項》

1、75歳以上の医療費の窓口負担を2割にしないでください

(*住所が同じ場合でも「同上」「」は使わないでください)

氏名	住所

*この署名は、国会、関係省庁に提出する以外に使用しません

〈呼びかけ団体〉

中央社会保障推進協議会
東京都台東区入谷 1-9-5-5F 03-5808-5344
全日本年金者組合
東京都豊島区南大塚 1-60-20 03-5978-2751
日本高齢期運動連絡会
東京都中野区中央 5-48-5-504 03-3384-6654

【署名用紙送付先】

東京社会保障推進協議会
〒170-0005
豊島区南大塚 2-33-10 東京労働会館 6階
TEL 03-5395-3165
e-mail syaho2@chiho.jp

介護に笑顔と希望を

必要な人に必要な介護を
働き続けられる賃金・労働条件を



安倍政権は、「介護離職ゼロ」を打ち出しながら、介護サービス削減を続けてきました。介護を理由に退職せざるを得ない人の数は10万人からほとんど変わっていません。サービスを削減するのではなく、誰でもどこでも必要な介護を受けられる制度を求めています。署名にご協力ください。

あいつぐサービス縮小・打ち切り

2012年

生活援助の時間短縮と
報酬引き下げ



2014年(2017年に全面実施)

要支援者の訪問介護・
デイサービスを市町村の
総合事業に移行

2015年 特養の入所を
要介護3以上に
制限

要介護2
以下は
お断り!



増え続ける負担

介護保険料
※65歳以上全国平均

発定時
(2000年) 2,911円/月

2018年 5,869円/月

特養の自己負担

2015年

- 食費、居住費の自己負担化
- 負担軽減制度を縮小

サービス利用料

- 2015年 2割負担導入
- 2018年 3割負担導入



介護労働者の 賃金・労働条件の引き上げを

介護労働者の不足は深刻です。原因は低賃金、過重な労働です。

専門性にふさわしい賃金が必要です。また夜勤の1人勤務など過酷な勤務体制を改善すべきです。

介護職員の給与

全産業平均より10万円も安い!

介護職 23万6,337円

全産業平均 33万3,800円

厚労省「平成29年賃金構造基本統計調査」より作成
介護職はケアマネ、ホームヘルパー、福祉施設介護員
給与額は毎月決まって支給する現金給与(残業代、手当
等込、税・社会保険料天引き前)

国庫負担の引き上げで 安定した介護保険制度の実現を

介護保険制度は国の社会保障制度です。25%しかない国庫負担を介護保険導入前と同じ50%へと引き上げることが必要です。財源として庶民を苦しめる消費税増税には反対。他国を攻撃する装備の購入をやめ、大企業や資産家への優遇税制を改めれば財源はあります。

憲法25条(国民の生存権・国の社会保障的義務)

全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国は、全ての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上に努めなければならない。



介護保険制度の改善、 介護従事者の処遇改善等を求める請願署名

介護保険では、これまでサービスの削減や負担増を図る制度の見直しが繰り返されてきました。10月から在宅生活を支える基本サービスである生活援助について、国が定めた利用回数を超えた場合にケアプランを届け出ることが義務づけられ、また、総合事業ではサービスの単価が低く設定されたことで事業所の撤退が相次いでいる地域があるなど、利用者に新たな困難が生じています。一方で介護保険料は右肩上がりが増え続けており、「保険あって介護なし」の事態がますます広がっています。現在の介護報酬では事業者が抱える経営困難を打開できず、介護従事者の給与も低いまま推移しています。介護現場の人手不足は深刻さを増しており、介護福祉士養成校では入学者の定員割れが続いています。こうした中、政府は、ケアプランの有料化、軽度者サービスの総合事業への移行など新たな見直しに着手しようとしています。

サービスの削減・負担増を先行させる見直しでは、利用者・家族の生活を守り、支えることはできません。政府が掲げる「介護離職ゼロ」方針にも逆行します。高齢化がいつそう進展していく中、経済的な心配をすることなく、必要なサービスが必要な時に利用できる制度への転換はすべての高齢者・国民の願いです。同時に、介護従事者が自らの専門性を発揮し、誇りをもって働き続けられる条件整備を一刻も早く実現させなければなりません。

以下、請願します。

請願項目

- 1 生活援助や総合事業など、必要なときに必要なサービスを受けられるよう制度の抜本的な見直しを行うこと
- 2 介護保険料、利用料や施設入所費など負担の軽減を図ること
- 3 介護従事者の賃金・労働条件を大幅に改善するとともに、実効性のある確保対策を講じること
- 4 ケアプランの有料化や生活援助の保険はずしなど、サービスの削減や負担増につながる制度見直しを行わないこと
- 5 介護保険財政に対する国の負担割合を大幅に引き上げること。消費税によらない財源を国の責任で確保すること

(※氏名は、名字が同じ場合でも略式「ッ」ではなく、フルネームでお書きください)

氏 名	住 所

※この署名は、国会、関係省庁に提出する以外に使用しません

〈取扱団体〉

中央社保協
(中央社会保障推進協議会)

東京都台東区入谷1-9-5 日本医療労働会館5階
(TEL)03-5808-5344 (FAX)03-5808-5345

全日本民医連
(全日本民主医療機関連合会)

東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7階
(TEL)03-5842-6451 (FAX)03-5842-6460

全労連
(全国労働組合総連合)

東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4階
(TEL)03-5842-5611 (FAX)03-5842-5620

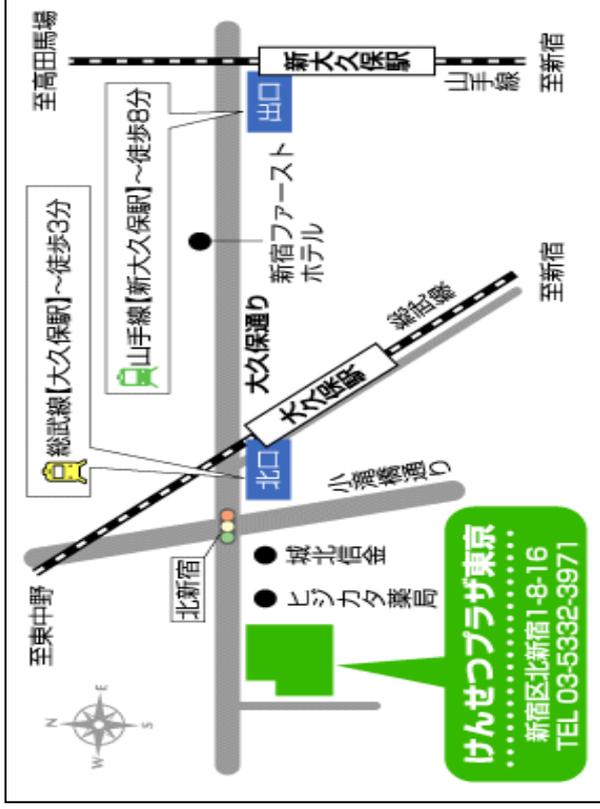
【署名用紙送付先】
東京社会保障推進協議会
〒170-0005
豊島区南大塚 2-33-10 東京労働会館 6階
TEL 03-5395-3165
e-mail syaho2@chihiyo.jp

【講師紹介】

吉野 晶氏

マルチ商法被害やクレジットを利用した悪質商法被害など、消費者問題を積極的に取り組んできました。労働問題についても多く扱っています。相談者から相談内容を十分に聞きながら事件処理を進めていきます。

日本司法支援センター（法テラス）群馬地方事務所副所長。群馬労働弁護団幹事長。群馬弁護士会消費者問題対策委員会委員長



滞納処分・差押問題東日本 学習交流会参加申込書

※申込者氏名 _____

※地域又は団体名 _____
(必ず県名から書いてください)

※連絡先 tel _____

fax _____

※申込みは東京社保協にFAXまたはメールで

参加者氏名（フルネームで）
3人以上はコピーしてください

2018年 滞納処分・差押問題東日本学習交流会

基調講演

違法・不当な滞納処分
行政権の行使をテックしよう

銀行に振り込まれた給与が全額差押えられるという事件が前橋市で起こりました。裁判で市側は「預金を差し押さえたので問題ない」と強弁。前橋地裁は「給与差し押さへの趣旨は最低生活保障」で全額差押は脱法的差押えで違法との画期的判決。この判決は確定しました。

東京社保協では中央社保協とともに滞納処分・差押の学習交流会を開催します。ぜひ積極的にご参加ください。

吉野 晶氏

(弁護士・群馬労働弁護団幹事長)

運動交流

現在調整中

とき 2018 年 11 月 11 日(日) 11:00~16:30

ところ けんせつプラザ東京 (東京土建本部会館)

(東京都新宿区北新宿1-8-16 JR総武線「大久保駅」北口徒歩3分・地図は裏面)

資料代 500円 (昼食は各自でお願いします)



お問合せ 東京社保協 tel:03-5395-3165 fax:03-3946-6823 male:syaho2@chihyo.jp

主催：東京社保協 共催：中央社保協 (申込みは裏面に記入して東京社保協まで)